

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第4条の規定に基づき公告します。

2026年（令和8年）6月11日

藤沢市長

鈴木 恒夫

### 1 総合評価競争入札

この入札は、総合評価方式により落札者を決定する「総合評価一般競争入札（特別簡易型）」です。

### 2 入札に付する事項

- (1) 契約番号 第150800046号
- (2) 工事名称 作橋改修工事
- (3) 工事場所 藤沢市鵜沼海岸六丁目12番地先
- (4) 工事概要

【作橋】 橋長 L=33.2m 有効幅員W=7.0m(車道) W=2.0m(歩道)  
伸縮装置補修:L= 23.8m  
橋面防水 :A=228.0m<sup>2</sup>  
舗装打換え :A=228.0m<sup>2</sup>  
付帯工 :N= 一式

- (5) 発注工種 土木一式工事

- (6) しゅん工期限

2027年（令和9年）2月12日

- (7) 設計金額 事前公表はありません。

### 3 入札参加資格

次の(1)に掲げる要件をすべて満たし、かつ、(2)の手続きにより入札参加資格確認通知（以下「確認通知」という。）を受けた者であることを要します。

- (1)参加資格の要件

- ア この公告の日の前日において、かながわ電子入札共同システム（以下「システム」という。）令和7・8年度競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）の認定営業種目について、「土木一式工事」で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。
- イ この公告の日において、藤沢市税に滞納がないこと。
- ウ この公告の日の前日において、藤沢市内に本店を有すること。
- エ かながわ電子入札共同システム令和7・8年度競争入札参加資格認定時の発注種目経審総合評点が700点以上であること。
- オ この公告の日において、本市の指名停止を受けていないこと。  
ただし、この公告の日から落札者の決定日までの間に本市の指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消します。
- カ この公告の日において、更生手続開始の申立て及び再生手続開始の申立てがないこと、又は更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けて藤沢市長から再度認定されていること。  
ただし、この公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該申立てがあった者については、参加資格を取り消します。
- キ この公告の日において、個人にあつては、藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団員等ではないこと。法人にあつては、暴力団経営支配法人等ではないこと。  
ただし、公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該事実が判明した場合については、参加資格を取り消します。

## (2) 入札参加申請

### ア 提出書類及び申請方法

#### (ア) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）

申請書を受付期間内に、システムにより提出してください。

受付期間は、2026年（令和8年）6月11日（木）午前8時30分から同年6月22日（月）午後5時までです。

### イ 入札参加資格確認の通知

2026年（令和8年）6月26日（金）午後1時までに、申請者のうち入札参加資格を有する者に競争参加資格確認通知書をシステムにより発

行します。

なお、入札参加資格のない者には、その旨の通知書をシステムにより発行します。

#### 4 設計図書に関する事項

入札参加資格の確認申請をしようとする者又は同申請をした者は、本工事に係る設計図書をダウンロード又は閲覧の方法により、工事の内容を確認してください。

##### (1) ダウンロードする場合

2026年（令和8年）6月11日（木）から同年7月2日（木）までに、システムの「入札情報サービスシステム」中、藤沢市入札公告案件一覧の当該工事に係る添付書類からダウンロードしてください。（設計図書の図面については、A1サイズで出力してください。）

##### (2) 閲覧する場合

2026年（令和8年）6月11日（木）から同年7月2日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（最終日は正午まで）に、契約課で閲覧してください（コピー不可）。

#### 5 設計図書等に関する質問

##### (1) 質問回答

2026年（令和8年）6月22日（月）午後5時までに、システムの質問回答機能を使用し、藤沢市指定の様式（契約課ホームページに掲示の「質問書」）に記載した質問書をシステムにより提出してください。

同年6月24日（水）午後1時までに、質問回答機能にて回答します。

##### (2) 再質問

前項の質問に関連する内容のみ、再質問を受付します。任意の書式により、2026年（令和8年）6月25日（木）午後1時までに、契約課に連絡のうえFAXにて提出してください。同年6月26日（金）午後1時までに、回答書を競争参加資格確認通知書に添付して発行します。

FAX番号 0466（50）8406（藤沢市財務部契約課宛）

#### 6 技術資料の提出

技術的要素の評価に必要な書類として、次の(1)に掲げる技術資料を提出してください。

なお、技術資料を指定された提出方法により提出期間内に提出しなかった者は失格とします。

(1) 技術資料の内容

- ア 技術資料表紙
- イ 企業の技術的能力 (様式2)
- ウ 配置予定技術者の技術的能力 (様式3)
- エ 企業の社会性・信頼性 (様式4)

※評価項目「企業の技術的能力」(イ)過去3年間及び本年度検査完了済みの同種工事の成績評定については、契約課にて採点を行います。

上記書類の様式については、システムの「入札情報サービスシステム」中、藤沢市入札公告案件一覧の当該工事に係る添付書類を参照してください。

なお、技術資料に記載した内容を確認できる書類の写し等を必ず添付してください。

(2) 提出方法及び提出期間等

システムによるファイル添付又は「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかの方法により郵送してください(持参不可)。

提出期間は、2026年(令和8年)6月11日(木)から同年6月22日(月)までです(必着)。

宛先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所財務部契約課

(3) 注意事項

ア 様式の欄に記載すべき該当事項がない場合であっても、斜線若しくはその旨を記載し、すべての書類を必ず提出してください。

イ 技術資料の作成及び提出等に要する一切の費用は、提出者の負担とします。  
また、提出された書類の返却は行いません。

ウ 虚偽記載等の行為があった場合には、入札の無効に該当するほか、指名停止措置、契約後であった場合には契約の解除を行うことがあります。

エ 本入札においては、技術資料の内容を開札後に審査する、事後審査方法を試行いたします。このことから、技術資料表紙「項目4 加算点申請表」のうち、「企業の技術的能力」及び「合計」以外の項目に自社で評価した加算点を必ず記載してください。

#### (4) 記載要領

技術資料として提出する書類については、別表1（技術資料記載要領）に掲げる評価種別に応じた記載要領に留意の上記載してください。

なお、無記載のもの、記載要領に反したものと及び無関係な記載のみのもの等不適切な内容の場合は、技術資料の要求要件を満たしていないと判断し、失格とします。

#### 7 入札方法等

(1) この入札は、システムを利用して行う「電子入札」の方法により執行しますので、入札書を受付期間内に、システムにより提出してください。また、執行にあたっては、電子入札運用基準に基づき行います。

(2) 入札書を受付期間は、2026年（令和8年）6月26日（金）午後1時から同年7月1日（水）午後4時までです。辞退をする場合は、辞退届をシステムにより提出してください。（理由も入力してください。）

(3) 入札額内訳書をシステムにより入札書に添付して提出してください。入札書に入札額内訳書が添付されていない入札、入札金額と入札額内訳書の金額に相違がある入札、入札額内訳書の計算に誤りがある入札、入札額内訳書に記名のない入札については無効とします。

(4) 入札の執行回数は、原則1回としますが、開札の結果、予定価格以下で、かつ失格基準価格以上の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合はシステムにより再入札通知書を発行します。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。再度入札の入札書締切日時等は再入札通知書に記載します。

(5) 落札金額の決定にあたっては、入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額を落札金額としますので、入札金額は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額とします。

(6) 指定された入札方法以外の方法で提出されたものは、無効とします。また、入札書を受付締切日時までに入札書が未到達（不着）の場合は、辞退と同様の取扱いとします。

(7) 入札参加者が入札書の提出後に入札の辞退をしようとする場合は、開札予定

日時までに、書面による辞退届を藤沢市財務部契約課へ提出してください。

## 8 開札の予定日時及び場所

2026年（令和8年）7月2日（木）午前10時00分に藤沢市役所契約課において開札します。

開札時間については変更となる場合があります。

## 9 落札保留

### (1) 疑義申立及び入札額について

開札後、直ちに落札決定をせず、疑義申立期間中は落札を保留し、保留通知書に落札保留した旨と予定価格、調査基準価格及び失格基準価格を明示しますので確認してください。

### (2) 疑義申立

「藤沢市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱」に基づき、落札保留通知後、2026年（令和8年）7月6日（月）午後3時までを「疑義申立期間」とします。

入札書を提出した者にのみ疑義申立期間に契約課において、金入り設計書を公表します。確認を希望する者は、自社で積算したことのわかる「入札額内訳書」又は、「見積明細書」及び社員証等を提示し、「金額入り設計書確認請求書」を提出のうえ、設計書の確認を行うことができます。確認後、設計内容に疑義を申し立てるときは、契約課ホームページに掲示している「内容確認申出書」を疑義申立期間中に、契約課に提出してください。

### (3) 疑義申立があった場合

疑義申立があった場合は、別に定める「藤沢市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱」のとおりとします。

（参考URL）

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keiyaku/shigoto/nyusatsu/gaiyo/keyaku.html>

## 10 総合評価に関する事項

総合評価の項目及び落札者の決定方法等（落札者決定基準等）は、次に掲げるとおりとします。

### (1) 評価項目、評価基準及び配点（以下「評価基準等」という。）

提出された技術資料について、別表2（評価項目・配点表）に掲げる評価項

目に応じた評価基準等に基づき評価点（以下「加算点」という。）を算出します。

なお、加算点の最高点は24点とします。

- (2) 総合評価の方法は、標準点（100点）と(1)により算出された加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下この号において同じ。）で除した後、100万を乗じて得られた数値（小数点第4位までを有効桁数とし、第5位以下を切り捨てます。以下「評価値」という。）をもって行います。

入札価格が調査基準価格未満の場合は、入札価格を調査基準価格に置き換えて評価値を算出します。

なお、契約は入札価格に消費税等を加算した価格で行います。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点÷入札価格×1,000,000（小数点第4位まで）

ただし、無効又は失格及び予定価格を超えた入札に関しては、加算点及び評価値の算出を行いません。

- (3) 落札候補者の決定

次に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、(2)により算出された評価値の最も高い者を落札候補者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。（くじの方法は、その都度決定します。）

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札価格が、失格基準価格以上であること。

ウ 技術資料が、評価基準等に示す要求要件をすべて満たし、かつ、欠格要件に該当しないこと。

エ この公告に示した入札参加資格に掲げる要件をすべて満たしていること。

本入札では事後審査方法の試行を行うため、評価値が最も高い者の書類のみ審査を行います。このことで技術資料表紙に記載された加算点と提出書類の内容が相違している場合、評価値の順位を入れ替え、落札候補者とする場合もあります。

- (4) 調査基準価格

この入札においては、「藤沢市公共工事等低入札価格調査要領」を準用して、調査基準価格を設けますので、最低価格が調査基準価格に達しない場合（調査基準価格未満であって調査基準価格に100分の99を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる。以下同じ。）以上の入札があった場合を除く。）は、「藤沢市公共工事等低入札価格調査委員会」において、当該工事の内容に適合した履行がされないおそれがないか調査を行います。この調査によっては、評価値が最も高い者であっても落札候補者とならない場合があります。

なお、本案件は最低制限価格等に係るランダム係数適用工事入札です。

#### (5) 失格基準価格

この入札においては、失格基準価格を設けますので、入札金額が失格基準価格に満たない場合は失格となります。

#### (6) 落札者の決定

落札者については、藤沢市公共工事等総合評価審査委員会による審査の上決定します。

なお、決定の内容については、各入札参加者に対してシステムにより通知します。

### 11 評価結果の公表

総合評価の結果については、落札者の決定後、落札結果とともに次に掲げる事項をシステムにより公表します。

#### (1) 入札参加者

#### (2) 予定価格、調査基準価格、失格基準価格及び入札価格

#### (3) 加算点の内訳、技術評価点

#### (4) 評価値

#### (5) 無効又は失格であった場合の理由

なお、評価値が最も高い者以外の(3)及び(4)の内容については、審査を行わずに、提出された技術資料表紙に記載の加算点内容等を表示します。

### 12 苦情申し立て

評価結果に対して不服がある入札参加者は、次のとおり説明を求めることができます。

ただし、苦情申し立ては、この入札に係る契約事務の執行を妨げるものではあ

りません。

(1) 提出先

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所

藤沢市財務部契約課 工事契約担当

(2) 申し立ての期間及び方法

評価結果の公表の日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで）に、苦情申し立ての書面を持参してください。

(3) 評価結果の説明

苦情申し立てに対しては、書面の提出があった日から起算して7日以内に回答します。

13 入札の無効

この公告に示した入札参加資格に掲げる条件を満たさない者の行った入札、申請書及び調書等に虚偽の記載をした者の行った入札、システムの利用規約及び藤沢市契約規則に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

14 入札保証金及び契約の履行保証等

(1) 入札保証金の必要な者には、別途通知します。

(2) 契約の履行保証として、契約金額の10分の1以上の金銭的保証を付するものとします。

(3) この入札に付する工事目的物に係る契約不適合責任期間は、契約書記載のとおりとします。

15 契約手続について

契約の締結にあたっては契約書の作成が必要となりますので、落札決定後、落札者は、速やかに契約課で手続きをおこなってください。

原則として電子契約サービスを利用した契約締結とします。ただし、必要期日までに契約締結手続きが完了しない場合、電子契約ができない場合があります。なお、電子契約によらない契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。

16 前払金及び部分払金

前払金の額は、契約金額における各会計年度年割額の10分の4以内とし、部分払の回数は、1会計年度において3回を限度とします。また、中間前払金については、前払金の支払いを受けた後に地方自治法施行規則附則第3条第3項の要件に該当する場合に請求することができ、中間前払金の額は、契約金額における各会計年度年割額の10分の2以内とし、前払金及び中間前払金の合計金額は、契約金額における各会計年度年割額の10分の6以内とします。

#### 17 談合情報等

この入札において、談合その他不正行為に関する情報があつた場合には、入札の執行を中止し、又は事前抽選くじ入札（入札執行前に抽選をすることにより入札参加者を減じ、その後に行う入札）とすることがあります。

なお、抽選方法等につきましては、その都度決定します。

#### 18 監理技術者等の専任要件の緩和

工事現場への監理技術者等の専任義務の緩和として、専任特例による兼務を認めます。

#### 19 落札制限

入札件数による落札制限

令和8年度内に総合評価競争入札により発注され落札した工事の手持ち件数の上限は3件です。落札決定からしゅん工検査終了日までをカウントされる期間とします。

#### 20 その他

##### (1) 入札の中止等について

談合その他不正行為に関する情報やその他特別な事情により、この入札を中止又は延期することがありますが、この場合に申請者が受けた損失につきましては、本市は一切の補償を行いません。

##### (2) かながわ電子入札共同システムのシステム改修等により、申請や入札等が出来なくなる場合もありますのでご注意ください。日程等に変更が生じた場合は、同システムインフォメーションにおいて通知します。

##### (3) この公告に定めるもののほか入札方法等については、システムの利用規約、電子入札運用基準、藤沢市契約規則及び関係要綱・要領に定めるところによります。

(4) この入札の落札者は、他の総合評価競争入札の落札者にならない場合があります。

(5) この公告についての問い合わせ先

藤沢市財務部契約課 工事契約担当

電話番号 0466 (22) 1125

FAX番号 0466 (50) 8406

以 上